

経 済 産 業 省

20190724貿局第1号
輸出注意事項2019第36号
輸入注意事項2019第80号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」の制定について

「特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領」を次のとおり制定し、令和元年10月1日から施行する。

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第3項又は第52条の承認のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）に係るものについて、一括して承認を行う場合の、包括承認の要件、承認に付する条件、各種手続き及び有効期限等を次のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

1. 包括承認の種類及び対象

（1）包括承認の種類

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認（以下「特定科学施設包括承認」という。）とする。

（2）包括承認の対象

- ① 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第二の36の項に掲げる貨物の輸出であって、その仕向地が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）で定める地域（北朝鮮を除く。以下「締約国等」という。）であるもののうち、ワシントン条約事務局ホームページにワシントン条約第7条6に基づく登録科学施設として掲載されている外国の科学施設（以下「外国特定科学施設」という。）に貨物が送付されるもの
- ② 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号。以下「輸入公表」という。）二の二の表の第2の1、三の7の（3）並びに8の（2）及び（3）に掲げる貨物（以下のイ、ロ及びハに掲げる貨物を除く。）の輸入であって、その船積地域が締約国等であるもののうち、外国特定科学施設から貨物が送付されるもの
 - イ イラク、北朝鮮、エリトリア、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第2のイラクの項、北朝鮮の項、エリトリアの項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの
 - ロ ウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。）を原産地とし、輸入公表二の表の第2のウクライナ（クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。）の項に掲げるもの
 - ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第4条第2項に規定する希少野生動植物種（同条第5項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年政令第17号）別表第二の表二に掲げるものを除く。）の個体等（種の保存法第6条第2項第4号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品をいう。）

2. 特定科学施設包括承認

（1）申請者

特定科学施設包括承認の申請を行うことができる者は、特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号。以下「届出通達」という。）に基づき、特定科学施設届出受理票の交付を受け、特定科学施設として経済産業省ホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている者（以下「特定科学施設」という。）とする。

（2）特定科学施設包括承認の要件

申請者が上記1.（2）に定める輸出及び輸入を行おうとする場合に、一括して承認を行って

もその輸出及び輸入が我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることに
ならないと認められるときは、特定科学施設包括承認を行う。

3. 特定科学施設包括承認の範囲

特定科学施設包括承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出及び輸入とする。

- (1) 上記1.(2)の輸出及び輸入
- (2) 輸出又は輸入する貨物は次に掲げるものに限り、かつ、合法的に取得された動植物等であること。なお、これらは冷凍標本を含み、動物標本にあつては血液及び精液を除く。
 - ① さく葉標本 (herbarium specimens)
 - ② 保存された博物館用の標本 (preserved museum specimens)
 - ③ 乾燥された博物館用の標本 (dried museum specimens)
 - ④ 包埋された博物館用の標本 (embedded museum specimens)
 - ⑤ 生きている植物 (live plant material)
- (3) 輸出又は輸入される貨物の用途が、分類学又は種の保存に関する科学研究であること。

4. 特定科学施設包括承認の申請手続

特定科学施設包括承認を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。また、必要に応じて、その他の書類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請書（様式1） 2通
- (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請理由書（様式2） 1通
- (3) 特定科学施設届出受理票の写し 1通

5. 承認の条件

特定科学施設包括承認には、別紙に掲げる条件その他経済産業大臣が必要と認める条件を付す。

6. 特定科学施設包括承認の内容変更に係る申請手続

特定科学施設包括承認を受けた者は、名称又は住所を変更したときは、新たに特定科学施設包括承認の申請を行い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。

7. 特定科学施設包括承認の有効期限

特定科学施設包括承認の有効期限は、その承認が有効となる日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。ただし、上記6.に基づく変更の申請である場合には、変更前の承認の有効期限までの範囲において経済産業大臣の定める日とし、いずれの場合も、12月31日を有効期限とすることを原則とする。

8. 特定科学施設包括承認の更新申請手続

特定科学施設包括承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の書類を提出し、更新の申請を行うことができる（ただし更新の申請者が、届出通達に基づき更新の申請の日から過去3ヶ月以内に特定科学施設目録受理票の交付を受けており、特定科学施設として経済産業省のホームページにその施設名、住所及び連絡先が公表されている場合に限る。）。

経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において特定科学施設包括承認を行う。

なお、新たな特定科学施設包括承認を受けるときは、原承認証を返還しなければならない。また、

必要に応じて、その他の種類の提出や特定科学施設への立入検査の実施を求めることがある。

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請書（様式1） 2通
- (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請理由書（様式2） 1通
- (3) 特定科学施設目録受理票の写し（過去3か月以内に交付されたもの） 1通

9. 特定科学施設包括承認の取消及び失効

経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、当該承認を取り消すことがある。

- (1) 特定科学施設包括承認を受けた者が法令若しくは承認の条件に違反したとき
- (2) 特定科学施設包括承認を受けた者又はその輸出若しくは輸入が上記2.の要件を満たさなくなったとき
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれから必要があると認めるとき
- (4) 承認の条件で規定されている場合、又は我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実に履行する観点から必要があると認められるとき

また、承認の条件で規定されている場合の他、上記（1）～（4）の観点から必要があると認められるときは、経済産業大臣が定める期日から当該承認の全部又は一部の効力を失う旨の通知を行うことがある。

10. その他

- (1) 特定科学施設包括承認を行う際は、記号「T-SWA」の次に、承認を行った年次を表す数字（西暦年号の末尾2桁の数字）及び、暦年ごとに100001から始まる一連番号を組み合わせた番号を付す。

（例）T-SWA-19-100001

- (2) 特定科学施設包括承認により輸出及び輸入を行う場合は、当該貨物が上記3.（2）①～⑤のいずれに該当するかをインボイスに英語で記載すること。

（記載例）herbarium specimens, live plant material

11. 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

（連絡先）

住所： 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL： 03-3501-1723

(別紙)

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の条件

- (1) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、本要領3. の範囲において貨物の輸出及び輸入を行う場合に限り、これを適用することができる。
 - (2) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸出を行う場合は、様式3 で示すラベルに必要事項を漏れなく記載し、輸出する貨物に添付すること。(注)
 - (3) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により輸入を行う場合は、輸入する貨物に以下の事項が記載されたラベルが添付されていることを確認すること。(注)
 - ①CITESという略語
 - ②内容物がさく葉標本、保存された博物館用の標本、乾燥された博物館用の標本、包埋された博物館用の標本又は生きている植物であるという英語の表示
 - ③送付元である外国特定科学施設及び送付先である特定科学施設それぞれの名称、住所及び施設の登録番号
 - ④送付元である外国特定科学施設の担当者の署名
 - (4) 本承認に基づき輸出又は輸入を行った際の手紙（ラベルの写しを含む。）を、税関における輸出又は輸入許可の日の翌日から起算して、少なくとも5年間保管し、その内容について報告を求められた場合には、報告書を提出すること。
 - (5) 毎年3月末までにワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る前年（1月から12月）分の輸出及び輸入実績（様式4）を経済産業省に提出すること。
 - (6) 本承認の範囲は、承認後においても法令及び本要領の改正に伴い変更されることがある。
 - (7) 法令若しくは承認の条件に違反したとき、本要領2. の要件を満たさなくなったとき、又は我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるときは、本承認が取り消されることがある。
 - (8) 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の範囲の輸出又は輸入をしようとする場合であって、その輸出又は輸入が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれがあると認められるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は輸入に対する特定科学施設包括（輸出・輸入）承認は、その効力を失う。
- (注) ラベルが添付されていない場合は、特定科学施設包括（輸出・輸入）承認の対象外となる。

様式1 (4 (1)、8 (1) 関係)

根 拠 法 規	輸出貿易管理規則第2条の2 輸入貿易管理規則第2条の4
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認申請書

※ 承認番号	
※ 有効となる日	
※ 有効期限	

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印
又は署名 _____ 申請年月日 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

次のとおり申請をします。

申請する特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認の範囲

特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げるもの

※承認又は不承認

この申請を、

外国為替及び外国貿易法第67条第1項 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 輸出貿易管理令第8条第2項 輸入貿易管理令第4条第1項 輸入貿易管理令第5条第2項	の規定により
---	--------

次の条件を付して承認する。
承認しない。

条件 特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の5. に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないでください。
(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

様式 2

特定科学施設包括（輸出・輸入）承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請年月日 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

1. 申請の別

新規 変更 更新 (いずれかに○を記載すること。)

2. 申請理由

3. 特定科学施設包括（輸出・輸入）承認により予定される輸出及び輸入の概要

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	



**Convention on
International
Trade in
Endangered
Species of
Wild Fauna and
Flora**

Article VII, part
6

SCIENTIFIC
MATERIAL

1. Contents:

2. From:	Name
	Address
	CITES registration number

3. To	Name
	Address
	CITES registration number

Signature

Label number

様式 4

輸出・輸入実績報告書

経済産業大臣 殿

承認番号 _____

報告年月日 _____

報告者名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

年 月 日から 12月31日の間の、ワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績（別添）を報告いたします。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

経 済 産 業 省

20190724貿局第1号
輸出注意事項2019第37号
輸入注意事項2019第81号
経済産業省貿易経済協力局

「特定科学施設の届出等について」の規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「特定科学施設の届出等について」の制定について

「特定科学施設の届出等について」を次のとおり制定し、令和元年10月1日から施行する。

特定科学施設の届出等について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）第7条6及び条約決議11.15に基づく科学施設に係る届出（以下「特定科学施設届出」という。）等の手続について、下記のとおり定め、令和元年10月1日から実施する。

記

1. 届出者

(1) 対象施設

次に掲げる施設であって、(別紙)の基準を満たすもの

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で定める大学
- ② 国立研究開発法人
- ③ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項で定める博物館
- ④ 博物館法第29条で定める博物館に相当する施設
- ⑤ 農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室又は環境省自然環境局野生生物課が、条約附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を継続的に実施していると認める施設

(2) 届出の要件

- ① 条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を行っていること
- ② 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等実績を十分に有すること
- ③ 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等体制を適切に整備していること

2. 新規届出の手続について

新規に届出を行う者は、次の書類を提出すること。

(1) 特定科学施設届出書【様式1】

(2) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究に係るもの

(イ) 研究実績目録（過去3年分）【様式自由】

(ロ) 研究資金受領実績目録（過去3年分）【様式自由】

(3) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等実績に係るもの

(イ) 標本移動管理実績表（過去3年分の輸出入実績【様式2】及び国内移動実績【様式自由】）

(ロ) 標本管理目録【様式自由】

(ハ) 法令遵守確認書【様式3】

(4) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入管理等体制に係るもの

(イ) 外部の研究者による標本利用方法及び利用規約【様式自由】

(ロ) 標本管理状況等説明書【様式4】

(ハ) 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】

(ニ) 特定科学施設内部規程【様式自由】

(5) 届出主体としての適格性を示す書類（上記1.(1)⑤に該当する場合に限る。）

(注) なお、上記1.(2)届出の要件及び(別紙)の基準を満たしていることを確認するため、追加で書類提出を求め又は施設の状況を確認することがある。

3. 特定科学施設の公表及び受理票の交付について

上記2.の届出が受理され、かつ、農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室及び環境省自然環境局野生生物課からの助言を

経て届出の基準及び要件を満たすと認められる場合には、特定科学施設として経済産業省ホームページ及び条約事務局ホームページに当該施設の名称、住所及び連絡先を公表し、届出施設に対して「特定科学施設届出受理票【様式7】」を交付する。

4. 届出事項の内容変更の届出手続について

特定科学施設は、その名称、住所及び連絡先又は上記2.(4)(ロ)、(ハ)若しくは(ニ)で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに次の書類を提出すること。

なお、名称又は住所に変更があった場合には、新たな特定科学施設届出受理票を交付する。

- (1) 特定科学施設届出内容変更書【様式6】
- (2) 標本管理状況等説明書(変更があった場合に限る。【様式4】)
- (3) 特定科学施設制度等責任者等名簿(変更があった場合に限る。【様式5】)
- (4) 輸出入管理等内部規程(変更があった場合に限る。【様式自由】)
- (5) 特定科学施設届出受理票(内容変更前に発行された原本。名称又は住所に変更があった場合に限る。)
- (6) 変更を要することを証する書類の写し

5. 特定科学施設の遵守事項

次の実績報告等を、それぞれの期限までに提出すること。

なお、(2)が受理された際には、新たな特定科学施設目録受理票【様式8】を交付する。

- (1) 標本移動管理実績表(前年の1月～12月における輸出入【様式2】及び国内移動実績に係るもの)(期限)毎年3月31日
- (2) 上記2.(2)(イ)、(ロ)及び(3)(ロ)に掲げるもの及び特定科学施設目録受理票の原本(本報告前に交付されたものがある場合に限る。)(期限)これらが最後に経済産業省に提出されてから3年3か月が経過する日

6. 公表の取りやめについて

次のいずれかに該当する場合は、当該事項が解消されるまでの間、経済産業省ホームページ若しくは条約事務局ホームページ、又はその両方から削除することがある。

また、公表を希望しなくなった特定科学施設は、その旨を記載した書面(様式自由)を提出すること。

- (1) 上記1.の届出要件を満たさなくなったとき
- (2) (別紙)の基準を満たさないことが確認されたとき
- (3) 上記4.の内容変更の届出を怠ったとき
- (4) 上記5.の遵守事項が遵守されなかったとき
- (5) 下記7.についての不履行が確認されたとき

7. その他

特定科学施設は、条約第7条6及び条約決議11.15等に基づく輸出入(条約附属書Ⅲの輸出を含む。)を実施する場合は、特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)の(別紙)の条件を履行するものとする。

8. 書類の提出先及び本件問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室

住所 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-1723

(別紙) 特定科学施設基準

管理目的	条約附属書に掲げる種に属する動植物に係る分類学又は種の保存に関する科学研究の論文発表実績がある。(届出日より過去3年間)
	条約附属書に掲げる種に属する動植物に係る分類学又は種の保存に関する科学研究に係る科学研究費補助金、学術研究助成基金助成金その他の国又は地方公共団体の補助金、助成金、交付金又は委託費の交付を受けたことがある。(届出日より過去3年間)
管理実績	外国科学施設との間で、条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績がある。(届出日より過去3年間)
	過去に国内外の他施設へ移動した(少なくとも届出日より過去3年間)条約附属書に掲げる種に属する動植物等の正確な目録が作成されている。
	条約附属書に掲げる種に属する動植物等が、分類学又は種の保存に関する科学研究を目的として保管され、かつ正確な目録が作成されている。
	過去に実施した条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理(少なくとも届出日より過去3年間)において法令違反があった場合、適切な処分を受けた上で、再発防止のための措置を講じている。
管理体制	保管している条約附属書に掲げる種に属する動植物等について、外部の研究者がそれらを利用する方法及び利用規約が公表されている。
	温度管理、湿度管理、耐震動性、耐災害性の観点から、保有する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の保管に適切な設備を有し、それら設備を活用して当該動植物等が適切に分類・管理されている。
	特定科学施設制度責任者、輸出入管理責任者、輸出入管理担当者、標本管理責任者、標本管理担当者、特定科学施設制度担当研究者をそれぞれ定め、その名簿が作成されている。ただし、標本管理責任者、標本管理担当者のいずれかが学芸員資格を有していること。
	上記「管理体制」の項で示した基準を常に満たすための、以下を定めた内部管理規程が存在し、組織内で共有されている。 <ul style="list-style-type: none">・輸出入及び標本管理の目的・当該内部規程の適用範囲・輸出入及び標本管理の基本方針・各責任者及び担当者の業務内容及び責任範囲・輸出入手続(法令等遵守確認手続を含む)・標本管理手続(法令等遵守確認手続を含む)・標本管理目録の更新手続(未分類標本は分類が判明し次第、目録に追加のこと)・標本移動管理実績表の更新手続・内部監査及び教育・文書管理手続・違反発生時の経済産業省への報告手続・違反発生時の責任者及び担当者処分手続

【様式1】

受付番号 ※経済産業省使用欄

特定科学施設届出書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____

届出者記名 _____

押印又は署名 _____ 印 _____

住所 _____

電話番号 _____

以下の書類を添付して特定科学施設（□分類学施設 □種の保存研究施設）の新規届出を行います。
また、特定科学施設の届出等について（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入
注意事項2019第81号）1.（2）届出の要件及び（別紙）の基準を満たしていることを確認するため、
経済産業省職員が施設の状況を確認する事に同意します。

（添付書類）

- 研究実績目録【様式自由】
- 研究資金受領実績目録【様式自由】
- 標本移動管理実績表（輸出入実績【様式2】及び国内移動実績【様式自由】）
- 標本管理目録【様式自由】
- 法令遵守確認書【様式3】
- 外部の研究者による標本利用方法及び利用規約【様式自由】
- 標本管理状況等説明書【様式4】
- 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】
- 特定科学施設内部規程【様式自由】
- 届出主体としての適格性を示す書類

申請者区分（※該当する区分に○印を付すこと）	
(1) 学校教育法第一条で定める大学	
(2) 国立研究開発法人	
(3) 博物館法第二条第一項で定める博物館	
(4) 博物館法第二十九条で定める博物館に相当する施設	
(5) 農林水産省生産局農産部園芸作物課、林野庁森林整備部森林利用課、水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室又は環境省自然環境局野生生物課が、条約附属書に掲げる種に属 する動植物等に係る分類学又は種の保存に関する科学研究を継続的に実施していると認め る施設	

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式2】

標本移動管理実績表

経済産業大臣 殿

届出年月日	
届出者記名	
押印又は署名	印
住所	
電話番号	

本施設による（過去3年間 年1月～12月）の絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の輸出入実績（別添）及び国内移動実績（様式自由）を報告します。

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式3】

法令遵守確認書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____
届出者記名 _____
押印又は署名 _____ 印
住所 _____
電話番号 _____

本施設は、国内法令を遵守し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理を今後も適切に実施します。

- 過去3年間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理に関する国内法令違反はありません。

- 過去3年間における絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等の国内外移動及び管理に関する国内法令違反は以下のとおりで、それぞれ適切な対策を講じています。

法令違反発生日	法令違反発覚日	違反内容	処分等の内容	再発防止策

【様式4】

標本管理状況等説明書

届出年月日 _____
届出者名 _____
住所 _____
電話番号 _____

本施設では、以下のとおり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等を管理しています。

(1) 標本の保管場所

(2) 標本保管場所の設備

温度管理：

湿度管理：

耐災害性（耐震性、耐火性等）：

その他：

(3) その他標本保管状況に係る補足事項

- (注) 1 記載欄が不足する場合は、別葉にて提出のこと。
2 上記(2)(3)は、図面や写真等を添付すること。

【様式5】

特定科学施設制度等責任者等名簿

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____
 届出者名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____

本施設では、以下のとおり、特定科学施設制度等責任者等を設置しています。

	所属及び役職	氏名	連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
特定科学施設制度責任者			
輸出入管理責任者			
輸出入管理担当者			
標本管理責任者 ※学芸員資格 有・無			
標本管理担当者 ※学芸員資格 有・無			

	所属及び役職	氏名	連絡先 (電話番号及びメールアドレス)
特定科学施設制度担当研究者			
特定科学施設制度担当研究者			
特定科学施設制度担当研究者			
特定科学施設制度担当研究者			
特定科学施設制度担当研究者			

- (注) 1 記載欄が不足する場合は、別葉にて提出のこと。
 2 ※の項目は、該当する方を丸で囲むこと。

【様式6】

受付番号 ※経済産業省使用欄	
-------------------	--

特定科学施設の内容変更に係る届出書

経済産業大臣 殿

届出年月日 _____

届出者記名 _____

押印又は署名 _____ 印 _____

住所 _____

電話番号 _____

下記の書類を添付して、届出した事項の内容変更に係る届出を行います。

(変更内容)

旧：

新：

記

(添付書類)

- 標本管理状況等説明書【様式4】
- 特定科学施設制度等責任者等名簿【様式5】
- 特定科学施設内部規程【様式自由】
- 特定科学施設届出受理票の写し
- 変更を要することを証する書類の写し

担当者氏名	
担当部署名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式7】

特定科学施設届出受理票

届出者

住所：

{ 特定科学施設届出
特定科学施設届出事項の変更 }
}

を受理しました。

CITES registration number _____

受理番号：

受理日： 年 月 日

発行日： 年 月 日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易審査課
野生動植物貿易審査室

(注) 「特定科学施設の届出等について」(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号)に基づき届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室に届け出ること。

【様式8】

特定科学施設目録受理票

届出者

住所：

研究実績目録（過去3年分）、研究資金受領実績目録（過去3年分）及び標本管理目録
を受理しました。

C I T E S r e g i s t r a t i o n n u m b e r _____

受理番号：

受理日 ： 年 月 日

発行日 ： 年 月 日

経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 貿易審査課
野生動植物貿易審査室

(注) 「特定科学施設の届出等について」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号）に基づき届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室に届け出ること。

経済産業省

20190724貿局第1号
輸出注意事項2019第38号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p>	<p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第2の36及び37の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。</p> <p>なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。</p>
記	記
<p>I 輸出許可書等を取得すべき貨物（略）</p> <p>II 対象貨物の取扱い（略）</p> <p>III 輸出許可申請等（略）</p> <p>IV <u>その他の取扱い</u></p> <p>1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い（略）</p> <p>2 一時的に入国して出国する者が携帯品等として輸出する場合の輸出許可書等の取扱い（略）</p> <p>3 <u>特定科学施設包括承認証により輸出される場合の輸出許可証等の取扱い</u> <u>特定科学施設包括（輸出・輸入）承認取扱要領（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号）に基づき交付された特定科学施設包括承認証により輸出される貨物については、担当課室は輸出許可書等の交付は行わないものとする。</u></p> <p>V 条約の締約国等（略）</p> <p>別紙様式1～別紙様式3（略）</p>	<p>I 輸出許可書等を取得すべき貨物（略）</p> <p>II 対象貨物の取扱い（略）</p> <p>III 輸出許可申請等（略）</p> <p>IV <u>特例</u></p> <p>1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い（略）</p> <p>2 一時的に入国して出国する者が携帯品等として輸出する場合の輸出許可書等の取扱い（略） （新設）</p> <p>V 条約の締約国等（略）</p> <p>別紙様式1～別紙様式3（略）</p>

経済産業省

20190724貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行する。

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」

改正後	現行
<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「条約」という。) 附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実 (果皮を含む。)、はく製又は加工品 (以下「動植物等」という。) のうち、輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号) 第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しない貨物であって、取引相手国において条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明 (申請) 書 (以下「輸出許可書等」という。) 又は原産地証明書を求められる場合における当該輸出許可書等の申請手続等について、下記のとおり定め、平成21年6月1日から実施します。</p> <p>なお、平成20年7月1日付け「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第5条の規定に基づく再輸出証明書等の申請手続等について (お知らせ)」は、平成21年5月31日限り、廃止します。</p>	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「条約」という。) 附属書に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実 (果皮を含む。)、はく製又は加工品 (以下「動植物等」という。) のうち、輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号) 第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しない貨物であって、取引相手国において条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明 (申請) 書 (以下「輸出許可書等」という。) 又は原産地証明書を求められる場合における当該輸出許可書等の申請手続等について、下記のとおり定め、平成21年6月1日から実施します。</p> <p>なお、平成20年7月1日付け「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第5条の規定に基づく再輸出証明書等の申請手続等について (お知らせ)」は、平成21年5月31日限り、廃止します。</p>
記	記
<p>I 輸出許可書等の申請手続き等 (略)</p> <p>II 原産地証明書の発行手続 (略)</p> <p>III <u>その他の取扱い</u> <u>特定科学施設の届出等について (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号) における特定科学施設が、特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の (別紙) に記載される事項が履行される貨物を輸出する場合には、担当課室は輸出許可証等の交付は行わないものとする。</u></p>	<p>I 輸出許可書等の申請手続き等 (略)</p> <p>II 原産地証明書の発行手続 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>別紙様式1・2 (略)</p> <p>別紙参考様式 (略)</p>	<p>別紙様式1・2 (略)</p> <p>別紙参考様式 (略)</p>

経済産業省

20190724貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年8月13日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。ただし、1-4-2-2の3の（3）の改正規定は、公布の日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）

改正後	現行
<p>第1 輸入の確認</p> <p>1-1 確認の概要 (略)</p> <p>1-2 輸入の承認に関する確認</p> <p>1-2-1 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認申請者) (略)</p> <p>1-2-2 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認品名) (略)</p> <p>1-2-3 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認金額) (略)</p> <p>1-2-4 輸入承認証の内容に関する確認 (その他)</p> <p>1-2-5 輸入の承認の有効期間の確認</p> <p><u>1-2-6 輸入の包括承認に関する確認</u></p> <p><u>特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第 号) に基づき交付されている特定科学施設包括承認証に係る確認については、以下によることにする。</u></p> <p><u>1 輸入しようとする貨物の船積地が、ワシントン条約締約国等 (「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について (平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号)」に掲げる地域 (次の (1) 及び (2) に掲げるものを除く。) であることを確認すること。</u></p> <p><u>(1) イラク、北朝鮮、エリトリア、リビア、ソマリア若しくはシリアを原産地又は船積地域とし、輸入公表二の表の第2のイラクの項、北朝鮮の項、エリトリアの項、リビアの項、ソマリアの項又はシリアの項に掲げるもの</u></p> <p><u>(2) ウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市に限る。) を原産地とし、輸入公表二の表の第2のウクライナ (クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。) の項に掲げるもの</u></p> <p><u>2 輸入しようとする貨物が、特定科学施設包括 (輸出・輸入) 承認取扱要領 (輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号) の3. に掲げる貨物に該当することを確認すること。</u></p> <p><u>3 上記1及び2以外の事項については、1-2-1から1-2-5までに準じて確認すること。</u></p>	<p>第1 輸入の確認</p> <p>1-1 確認の概要 (略)</p> <p>1-2 輸入の承認に関する確認</p> <p>1-2-1 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認申請者) (略)</p> <p>1-2-2 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認品名) (略)</p> <p>1-2-3 輸入承認証の内容に関する確認 (輸入承認金額) (略)</p> <p>1-2-4 輸入承認証の内容に関する確認 (その他)</p> <p>1-2-5 輸入の承認の有効期間の確認</p> <p>(新設)</p>

1-2-7 輸入割当て及び輸入公表に関する確認 (略)

1-2-8 承認に関する事項の確認 (略)

1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 (略)

1-4 特例扱いに関する確認 (略)

1-4-1-1～1-4-2-1 (略)

1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物

輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。

1・2 (略)

3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 輸入公表の三の6の(1)、7の(4)又は8の(5)若しくは(6)に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いを行わない。

(以下、略)

1-2-6 輸入割当て及び輸入公表に関する確認 (略)

1-2-7 承認に関する事項の確認 (略)

1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認 (略)

1-4 特例扱いに関する確認 (略)

1-4-1-1～1-4-2-1 (略)

1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物

輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。

1・2 (略)

3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 輸入公表の三の6の(1)、7の(5)又は8の(5)若しくは(6)に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いは行わない。

(以下、略)